

**【緊急】**

宜福育第 46 号  
令和 2 年 4 月 7 日

保護者各位

宜野湾市長 松川 正則  
(公印省略)

## 認可保育園等に入園した場合の職場復帰期限について

職場復帰の期限を令和 2 年 5 月 1 日（金）から 6 月 1 日（月）に延長しました。

これまで、令和 2 年 4 月 1 日に認可保育施設等に入園した方の保護者のうち、育休中の方は、5 月 1 日（金）までに職場復帰する必要があるとご案内しておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症により国民の生活全般が影響を受けるなか、業績不振や感染予防のために、お勤め先から保護者様に対して自宅待機の要請が出されることも予想されます。この場合、保護者様は予定通り職場復帰することができなくなってしまいます。

このような状況を考慮して、例年通り 5 月 1 日までの職場復帰を求めるのではなく、職場復帰の期限を令和 2 年 6 月 1 日（月）に延長することとしました。

保護者様におかれましては、健康と安全に配慮のうえ、無理なく職場への復帰を行っていただきますようお願い申し上げます。

1. 感染予防のために自主的に育休を継続して職場復帰を遅らせる場合も対象となります。
2. 今後、「6 月 1 日までに職場復帰した」との「職場復帰証明書」を提出いただく予定です。様式の配布や回収の日程など、詳細は後日お知らせいたします。
3. このお知らせは現時点での内容です。変更が生じた際には、速やかにホームページや各施設を経由してお知らせいたします。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係

電話 098-893-4411 内線 176, 178